

公共下水道事業受益者負担金事務に関する説明会 会議録	
開催日時	平成 26 年 5 月 30 日（金） 午後 6 時 30 分から
場 所	新田公民館
出席者	住民 30 名（出席者名簿上の人数） 太田村長、窪田副村長 上下水道課：酒井課長、田中課長補佐、長澤主査

進 行

酒井課長が、説明会を次第に沿って進めること、概ね午後 8 時 30 分終了予定である旨を述べた。

1. 開 会

窪田副村長が、説明会を開会する旨を述べた。

2. 挨拶及び経過報告

太田村長が、これまでの経過について説明した。
《説明要旨は別紙》

説明の後、次のとおり付け加えた。

私が就任して 2 年目にこの問題がわかった。私としても今を預かる長として十分責任を感じているが、この改善報告書を作るにあたっては、過去の資料が不足していることもあり時間がかかったが、私どもとしては担当係長が客観的な中立な立場で、この問題を捉え皆様に隠すことなく知らせてきたつもりである。この後、担当課から詳しく説明をするが、是非お聞き取りをいただき、ご理解を賜るようお願いしたい。

3. 事務改善報告書の説明

田中課長補佐が、「白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書概要版」に沿って、記載内容について説明をした。

《説明要旨は別紙》

酒井課長が、加入分担金制度について補足説明をした。
《説明要旨は別紙》

4. 質疑応答

Q. 白馬へ来る前は民間企業に勤めていたので、その立場で発言をするが、びっくりしたのは報告書の「組織的要因」で、160 億円を超えるプロジェクトであるにもかかわらず、組織全体として取り組む体制を取らなかったとしているが、こんなことは民間企業では考えられない。それから事業遂行に計画性がないなど、こういった組織的要因が考えられないことであるし、会社ならば潰れている。基本的な組織の体制が民間とは違い呆れるが、対策を見ても当たり前のことばかりである。普通の会社から見れば当たり前をやっているということは、村そのものがお役所仕事で、責任は取らないし身分は保障されているという体制がこういう問題を起こしたと思う。また、このような事を何年も放っておくという事は、歴代の村長が見逃しているとすれば首長の怠慢である。細かい事を言う前に、このような事を今後どのように改善するかと言うのが大切である。民間会社とは全く違った感覚で村の行政が行われているのが問題である。それがすぐに改善されるとは思わないが、

そういった意識を持つ事が必要かと思う。太田村長は民間会社の経営者だったのだから、もう少しこういう事を今後の村政運営に生かしていただきたい。

A. 太田村長 今言われたとおりでと思う。決して責任逃れをするわけではないが、引き継ぎの大切さを感じているし、引き継ぎ事務を明確にするとともに当事者間だけではなく、課全体で内容を共有することが非常に大事であると考えている。私も下水道会計が、このような状況になっていることは想像もしていなかったが、隣の大町市、小谷村等でこの問題が発生してから、白馬村でも同様の問題があったと自覚をしたところである。こうした問題を見過ごしてきた責任を十分に感じながら、できる対応を取ってきたつもりであるし、今後はこうした問題が起きないように手をつけていくことは先ほど説明した。さらに税務課等との横の連携を深めながら、二重三重のチェック体制、そのためのシステム導入を予算化しながら、絶対に二度とこのような問題を起こさない体制づくりを現在進めているところであるし、今後も進めなければならない。ただ、機械を入れるだけではなく、機械を使う人間の専門性を高めるように人材を育成していくことも欠くことができないと思う。

指摘については弁解の余地はないので、私自身も今後に生かしていきたい。

Q. 先日役場で開催された説明会にも出席したが相当厳しい意見が出ている。残念に思うのは160億円の事業にも関わらず、勉強をしたとは思いますが1億円を超える欠損金を出したということは、取れるべきお金を役場の会計から繰り入れたということで重大な問題であると思う。これだけの事業をするからにはトップ以下、なぜ、時効の中断や援用などがなされなかったのか、こういう反省を踏まえないと固定資産税の滞納も多いようだが、今後の白馬村の行政に影響すると思う。聞いてみると不公平感があるし、時効後に徴収したものは還付加算金まで付けて支払った。トップの姿勢にも関わるが、例えば給食費、水道料、租税公課は、請求書を出さないと時効になる。飲み屋でさえ請求書を出さなければ時効になるのに、そういったことがなぜわからなかったのか、まったくの不作為で非常に残念に思うし、是非十分反省して今後に生かしてほしい。

村長の挨拶では、平成24年度に初めて分かったということだが、その点が私は解せないので経過を聞きたい。

A. 太田村長 この問題がわかったのは平成23年の9月と記憶している。こういう問題がなぜ何年も続いたかという指摘に対しては、私が説明するまでもなく先ほどの説明にあった。結果として問題発生のプロセスについては、行政の方から正当性についてお認めをいただく理由が見当たらないが、最初の負担金を決めたときには、それぞれ説明会を行いながら該当地の皆様には理解をいただいたものと思っている。

都市計画法でいえば、接続するしないにかかわらず、区域内の土地に賦課される意味を分かっていた方も多かったのではないかと。特に宿の経営や農家の方は、広い面積に賦課がされ賦課金も想定以上に高くなり、都市計画法があっても理解度が浅かったというか、後になって不満が出てきたことから、担当課の職員としても負担軽減をして楽に支払いができるようにと配慮した結果が、賦課替えという形になったのだろう。あくまでも推測であるが役場職員が悪いことをするという認識ではなく、村民の負担軽減の観点から賦課替えという形になり、そこに時効の問題が加わり、時効になるまで適正な手続きがおろそかになってしまったということが積み重なった結果ではなかろうか。職員に手落ちがあったことは説明したが、今日まで色々な報告等を聞く中で、一生懸命に村民のためにと考えたことが裏目に出てしまったのだろうと推測している。

Q. 払った人もいれば、払わない人もいる。中には本当にお金がなくて払えなかった人もいるだろうし、請求書が来なかったから払わなかった人もいるだろう。他の人から見れば非常に不公平感があると思う。信頼回復と言うがもう少し厳しい内容調査があってもよいのではないかと。18年にもわたったということだが、太田村長を含めた今までの村長、担当者が、1億500万円も時効にして村の財政が補てんしたことは、村民感情として非常に不公平感を感じる。

Q. 27日の説明会にも参加したが消化不良なので再度来た。27日は質問を3点、意見を1点述べた。1点目は、説明会の案内や概要版の配布に関する問題、コピー代の問題であった。2点目は制度的な見直しについて、3点目は不公平感の問題を質問した。意見としては条例、規則の法的な問題を申し述べた。3つの質問のうち多少なりとも回答いただいたのは一番目の情報開示であったが、これも十分ではなかったと思っている。

本日は繰り返して制度的な見直しについてであるが、1平方メートル900円の負担金単価には問題があったという記述があるのだから、900円は見直しをすべきではないかと質問をしたが、回答がなかったと思う。次に分担金についても見直しをすると書いてあるが、どういう見直しをするか質問をしたが、この内容についても回答がなかった。再度ここで回答をいただきたい。

加えて質問するが、コンプライアンスの用語の定義が説明されているが、この定義は上下水道課の中だけのものなのか役場全体のものなのか確認しておきたい。これは相当な認識を持たないといけないことである。村民から質問があっても回答をしないというのは、そもそもコンプライアンスに外れていると思う。

3番目は、前回の説明会で「村長の決意を述べよ」という意見があって、「説明会が終わったらさせていただく」との回答であったと思うが、どういう発言があって、どのような回答をしたかという情報を村民にいつ頃どういう形で返していただけるのか、村長の決意表明と併せて方法と時期について聞かせてほしい。

A. 太田村長 コンプライアンスの問題については、当然役場全体の問題であるので、上下水道課だけではなく庁舎横断的に対応する体制作りをしているので、単独の課だけの問題とはとらえていない。

3回の説明会の結果については、至急取りまとめをして村民に伝える。

村長の決意については、起こった問題は再発しないような決意で取り組んでいくのは当然のことであるので、職員を含め今後問題を起こさないような取り組みをしていくことで村民の理解を得ていくよう、あいさつの中でも信頼回復について精一杯努めていく思いを伝えている。

A. 酒井課長 制度の見直しについては、単価設定の見直しも含めた質問かと思うが、現状では難しいと考えている。当時国の指針、指導があり、それに基づいた単価が900円なので現状では見直しを考えていない。また、専ら住宅の用途に使っている土地は20%の減免制度を設けているし、一括納付いただいた方には前納報償金制度を取ったので、単価的には600円台と理解いただいていると思う。

加入分担金の見直しは、地権者が変わった場合の異動申告書の提出があいまいになっているので、しっかりと提出させるような作業を進めている。現時点で決まっているのは以上である。

Q. 質問者の質問に対して的確に答えていただかないと村民とのやりとりにならない。3回の説明会について村民にフィードバックするのは、どういう方法でいつ頃かと質問した。それについて何にも答えないので回答にならない。村長の任期は7月までで、8月頃答えると言っても回答にならない。

また、負担金について言うと900円は見直さないというのが結論か。それだったら単価に問題があったという報告は何なのか。制度的な問題であり、事務改善の範疇を超えているというなら理解はできるし、上下水道課の権限を越えているというなら理解できる。900円を見直さないとはどういうことか。それは違うのではないか。

A. 太田村長 私の任期は8月6日までであるので、当然それまでにユーテレや紙面など色々な方法でお知らせをしていくのが当然のことと思う。自分の任期が切れてからのことは、まだ確定的なことは言えないが、3回の説明会の結果を集約してお知らせするのは可能な限り早い日にと取り組んでいる。

A. 田中課長補佐 900円の受益者負担金単価の話であるが、27日の説明会では、「不公平の是正のために900円の単価を見直すべき。また、それに伴う還付の措置は、施行規則で条例の見直しに伴う場合は加算金を付けなくてよいと規定している。」とのご意見をいただいた。この件は、3回の説明会が終わったところで、庁内で検討をして村民の皆様にお返しするという事に含まれているので、現時点で変える気がないというのは誤りである。

Q. 事前にメモを渡してあるので的確な回答をお願いしたい。

この報告書をダウンロードして全部読んだが、かなり良くできていると思う。確かに法律、条例、規則を事細かに引用して、どこがまずかったのか、こうすれば直るとしている。このとおり実行されれば事務改善としてはかなり改善されると評価している。しかし、これはあくまでも上下水道課

の事務改善であって、村として本格的な見直しと検証ではないと思う。単価の問題や賦課替えの問題については改善になっていない。そこで再度質問したい。

最初にコピー代であるが、この報告書は村民に対する報告書であり、概要版を村民に配ったのは良いと思うが、「さらに詳しい内容は上下水道課へ」とあるのに、さらに詳しい報告書を上下水道課にもらいに行ったら、1ページ20円というのはいくらか。こんなことは、この場で判断できることで検討するとかしないという問題ではないのではないかと。それができないようなら、再発防止に向けた組織づくりの、積極的な情報開示は最初からやる気がないのではないかと。

2つ目は、受益者負担金の時効問題のとらえ方である。村長は職員の知識不足や怠慢として新聞報道されているし、この報告書でも不適切な事務処理ということが何度も出てきた。しかし、不始末を起こした職員に損害賠償請求をした、懲戒処分をした、この事務改善報告書で問題は解決するというので、終止符を打ちたいということであったが、これでおしまいにするのは、まずいと言いたい。先ほど述べたように本格的な検証になっていない。制度自体がなかなか理解しにくい、国の制度を白馬村に適用したことも含めて制度に問題があったのではないかと。さらに賦課替えについてもその当時はやむを得なかったと弁明したが、私は賦課替えは間違いだったと検証してやめるべきだと思うが、そのような検証をしていないのがまずいと思う。

次に加入分担金制度は色々問題があるため、見直しを検討するということであるが、これについて村長の見解を聞きたい。この問題が発覚した当時から、議会でも法的根拠等や違法性について問題になった。去年、村長自身も「適法性にいささか疑問を持ち始めた」とまで言っている。さらに住民監査請求も「条例規則については適当でない」と推測される、さらに前議会でも「適法であるか疑問である」と言っている。それなのに村長はこの2年間何をしていたのか。見直しを検討するのではなく廃止すると決断した方が良いのではないかと。

次に不公平感の問題についてだが、900円の単価を見直す必要がないという発言は取り消したので、今後大いに検討していただきたいが、無理して払った人と金がなくて払えなかった人、賦課しても払わなかった人などがいる。結果的に時効が生じたわけだが、一生懸命に支払った人はその不満のやり場がないと思う。数字的に言うと、受益者負担金を支払った額は全体で15億円、支払っていない金額は14億円を超えている。半数以上が請求したけれど払っていない、あるいは減免を除いても払わなくても良いとした。不納欠損、時効後に徴収して還付した、徴収猶予、賦課替えもそうである。そういうことを聞いたら、払った人の不満のやり場が無いと思う。全額返せとは言わないが、せめて少しでも努力して、返しますと言ってほしいというのが意見である。

A. 太田村長 1ページ20円の問題であるが、3日間の説明会で言うことが異なっていけないということもあることを理解いただきたいが、指摘をいただいてからこの問題に関しては、本来、村から自発的に示すものであると、20円がどうということではなくて、今回の下水道問題については、無償で配布するものであると感じている。私も何人がおいでになったかは承知していないが、担当課で把握しているようなので善処する。

次に制度の問題で、賦課替えが間違っていたと明確に言ったらどうかということであるが、当時のことはよくわからないが、こういう問題が起きた中にはそういうこともあったのではなかろうか。村民に理解を得るには説明が不足していたのではないかとこの気もしている。職員に一方的に責任を押し付けているつもりはない。ただ、一般村民の皆様方の考えがどうであるか客観的に判断する必要があるということで、賠償判定委員会を設置して出された答えは、白馬の下水道問題に対しては十分な検討をいただく中でこれが適正だという判断になったと思っている。私に出された金額は担当課長よりも安いというのは、私どもの監理不行き届きという点では職員に出された賠償で済まされるものでないということから、私と副村長はさらに上積みをしてその思いを具体的に出させていただいたものである。

事務手続きを怠っていたという事実は、ご理解をいただけたと思う。決して我々も本意ではないが、今のご意見、その反対のご意見、その間の意見もあろうかと思うがご理解をいただきたい。

加入分担金については担当課長も申し上げた。監査請求も出され裁判も公判中であるので、私が本当に適法であったかと考えるのは、推測の範囲ではあるが、ぬかった点があったのではないかとこの思いを持っていることを伝えたい。ただ、十数年間という長い間、議会等で十分に審議をして、議決を経て進めてきたことであるので、その総括をすべて自分にしろと言うのは難しいところであることも理解いただきたい。

900円の負担金単価については担当課に答えさせる。

A. 窪田副村長 厳しい叱咤の言葉と受け止めている。このような説明会を開催させていただき、皆様から参加していただくことに重ねてお詫びを申し上げる。こちら側の表現として、職員の資質不足や怠慢、不適正な事務処理という言葉を使っているが、それも要因の一つとしてあったのであろうが、それ以上に上に立つものの管理監督責任が非常に大きかったと思う。今、こういう立場にいるのでそれについては深く反省をしている。

制度の問題ということであるが、私は下水道事業そのものについては地域の環境保全、生活向上ということであれば優れた事業であると思う。事業の受益を等しく受ける仕組みを作っていくことが大切であるが、事業の制度について住民の皆さんに理解をいただけなかったという所に大きな問題があると思う。当時、下水道事業の開始にあたっては、それぞれの地域に出向いてリーフレットを使って説明したという経過はあるが、その行為がすべての皆さんに等しく伝わっていたかといえ、そうではなかったことが一つの要因であると思っている。

賦課替えの関係では、私の立場では、議会の一般質問でたびたび答弁をしている。24年9月定例会、25年3月定例会であるが、議員の皆様方の賦課替制度はいかがかという問いに対して、条例から規則に委任をしているという解釈で行ったものとの説明をしている。下水道事業受益者負担に関する条例の6条に加入分担金規則に委ねるという行為があるという説明をしている。

900円の関係については、1㎡あたりの単価を算出するには、末端管渠整備費用を面積で割って金額を算出したものである。今回まで事業を実施した区域については900円であるが、違う区域で新たな事業が始まるとなれば、その区域の事情に合った単価になると思う。

3回の説明会で様々な意見が出ている。お答えしたもの、保留にしたものがある。そういった所を至急取りまとめて、その内容を速やかに公表していく。

Q. 村長の話を知ると、議会で審議をいただいた、今回も職員や議員に意見をいただいたという経過を述べており、それによって正当化するような雰囲気があるので前から気になっている。

単価の問題については、確かに1200円を900円に下げる努力をしており、それについては認めるが、ただし他の町村では末端管渠整備費の3分の1や4分の1としている。福島市では国の指導に基づき4分の1としている。高いということがわかったならば、見直してしかるべきと考え。今後支払う方については単価を変えることは条例上できる。しかし、今払った人に対して全国的に見ても高いということであり、さらに不公平感があるのならば見直しをしてほしい。

賦課替えの問題は、根本的に違法だと思っている。

A. 太田村長 私自身が職員に責任を押し付けて、事を終わりにしようとする考えは持っていない。ただ、村長としての責任の取り方について方法があればお聞かせ願いたい。

Q. 抜本的な解決、根本的な改善をしてほしい。

A. 太田村長 おっしゃられたことは十分に反映させていきたい。

A. 窪田副村長 「再発防止に向けた組織づくり」の項目のコンプライアンスであるが、単に上下水道課のことだけではないという意見があった。確かにそのとおりである。概要版の最初のページの議会の決議の中で「下水道問題について、職員全員にこれを認識させ、村としての一連の経過を風化させないようにするため、下水道事業のすべてを明らかにして常に活用できるようにせよ」とあるので、組織づくりの項目については、単に上下水道課だけではなく、役場の事業を進めていく上でのマニュアルとしていきたいということである。

民間では当たり前だという意見もあったが、村としては、いったん原点に戻ってもう一度点検をして、これを目標として進めていきたいということで作らせていただいた。

Q. 事業計画で第4期計画は未定ということであるが、今後どういう予定なのか。また、その時の負担金だが、末端管渠整備費相当額を面積で割るとなると、場合によっては900円より高くなることもある。そんなことも含めて非常に心配をしているが、みそら野、名鉄、どんぐりの多くの方は各自が処理槽を持っている。どんぐりは共同浄化槽である。今の形で賦課をされると100万円以上になってしまう。今後の事業展開を聞きたい。

A. 太田村長 今の段階では、こうした問題の決着をつけないと中途半端な形では事業展開ができな

いと思う。財政的な問題も当然あるが、村民の皆さんにこの下水道問題をしっかり理解いただくことが何よりも先だと思っている。

できることならば、全員一様に加入いただくことが望ましいが、いろいろな生活形態がある中で既に浄化槽を設置している方も大勢いることを考えれば、全体計画の中で各地の状況も見ながら結論を出していく必要がある。

A. 酒井課長 現在の白馬村の汚水処理人口普及率は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を合わせて95%の普及率となっている。この先1～2年で公共下水道区域を広げるのは難しいと思っている。同時に上下水道課では、浄化槽に対する補助も継続して実施しているので、この状況はしばらく続くと思われる。

Q. 受益者負担金を支払っていない、または還付を受けた方でも下水道に接続することができるのか。または接続している人がいるのか。

A. 田中課長補佐 制度上、未納と下水道への接続は何の関係もない。

Q. それを聞くと相当不公平感を持つ。加入分損金は払わなければ接続できないという説明があったので、受益者負担金に関しても、払っていない人は接続できないと思っていたが、受益者負担金の支払いと接続が関係ないという回答であり、今さらながら驚いている。このあたりに不公平感を持つ人が多いのではないかと思う。例えば、そういう方の下水道使用料金を割り増しにするとということが制度的に可能なのか。

A. 田中課長補佐 制度的には難しい。公共下水道事業は都市計画法に則っている。これが地方自治法に規定する加入金のようなものであれば、加入金を支払わなければそれに対する恩恵を受けることができないとすることが可能であるが、受益者負担金は加入金とは性格が違う。逆に下水道法では、下水道区域内は速やかに下水道に接続しなければならないと規定されている。実は本村の受益者負担金条例には、この3月まで未納の者については接続を拒否することができるといった条項を持っていた。ところがこれが、下水道法の趣旨に反している、抵触する恐れがあるとして削除したところである。

加入分損金規則は地方自治法が根拠であるため、接続時に支払うことを規定している。

進 行

他に質疑等を求めたが無く、何かあれば上下水道課にお問い合わせいただければお答えさせていただく旨を述べた。

5. 閉 会

窪田副村長が、説明会を閉会する旨を述べた。

20:27 閉会